

2019年6月10日

お客さま各位

休眠預金等活用法に関する公告（法第3条第1項、施行規則第6条に基づく）

東京都港区芝5丁目36-7
株式会社 SBJ 銀行
代表取締役 富屋 誠一郎

弊行は、2009年1月から2009年12月までの間に最終異動日等であった預金を2020年6月までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金に係る債権は消滅するところ、当該預金に係る預金者であった方は、弊行を通じて当該預金に係る元本及び利息に相当する額の金銭（休眠預金代替金）の支払を請求できます。

以 上